

# 告示

## 埼玉県告示第千三百七十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―四―三号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県和光市本町四千八百三十五―五、四千八百三十五―十二、

四千八百三十五―十三、四千八百三十五―十四

広沢二千六百六十一―四、二千六百六十一―三十一、

二千六百六十一―三十二、二千六百六十一―三十三、

二千六百六十一―三十四

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 百四十三・六六立方メートル